

(2) 台帳の記載事項

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 措置を講ずる必要がある場合の台帳に係る記載事項については、措置を講じなければならない理由も必須記載事項とすべきである。</p>	<p>台帳には御指摘のような詳細な事項まで記載することは考えていませんが、台帳の帳簿には、指定区域の概況や土壤汚染の状態等が記載され、試料採取地点を示す図面や調査対象となった特定有害物質の含有量・溶出量等のデータが添付されることから、措置を講じなければならない理由も明らかになると考えます。</p>
<p>2. 措置の方法と機構解明結果から見てその措置を選んだ理由書を添付し公開すべきである。効果のない措置方法や措置方法の改良を検討し、新たな措置などを提案する資料にもなる。</p>	<p>1. に対する考え方のとおりです。なお、都道府県知事等は汚染の除去等の措置に係る技術的基準に適合した措置を命ずることとなります。</p>
<p>3. 分析値のみが一人歩きすると、その土地の周囲の住民の不安を煽り、風評被害を招くおそれがある。国民や周囲の住民が最も知りたいことは、なぜそこに汚染があるのかといった原因やその汚染が現在どう移動しているのかということである。したがって、汚染が見つかった場合は、汚染の機構解明を義務付け、モニター結果なども公開することが肝心である。</p>	<p>台帳は指定区域における汚染状態等を明らかにするものであり、措置が必要な状態にあるのか、措置済みであるかが分かるように区別して閲覧されることとなっています。なお、汚染原因の究明は都道府県知事等が汚染原因者を特定していく過程の中で行われるものであり、汚染原因者と特定した理由については、各都道府県等の情報公開制度に基づき必要に応じ公開されるものと考えます。</p>
<p>4. 汚染された土地の所有者等が不当に傷つけられるおそれがあるため、台帳には土地の所有者等（事業主等）の氏名は記載しないこととすべきである。（3件）</p>	<p>土地の所有者等の氏名については、登記簿において明らかになるものであり、また、本法の趣旨からみて必要な事項ではありませんので、台帳記載事項として考えていません。</p>
<p>5. 台帳には以下の事項を記載すべきである。 指定区域の指定時の土地所有者等の氏名（名称） 汚染原因者が明らかの場合、その氏名（名称） 汚染除去等の措置が行われた場合、その措置を行った事業者、施工者の氏名（名称） 金融機関等が一時的に土地を所有している場合はその旨。</p>	<p>御指摘の 、 は4. で、 は3. で示したとおりであり、 については、御指摘を踏まえ台帳の帳簿への記載について検討してまいります。</p>
<p>6. 指定区域台帳には、調査命令による場合と、自主調査による場合の両方を記載し、出来るだけ多くの情報が掲載される必要がある。また、インターネットによる公開が必要である。（12件）</p>	<p>自主調査結果の扱いは2(1)20.の考え方のとおりです。 インターネットによる公開については3(1)9.の考え方のとおりです。</p>
<p>7. 自然由来に起因する土地については、汚染除去等の措置を講ずる必要がないことを台帳に</p>	<p>自然由来の土壤汚染の扱いは2(1)15.の考え方のとおりであり、台帳の記載事項ではあ</p>

記載すべきではないか。(5件)

りません。

4 汚染の除去等の措置の命令

(1) 措置を命ずることができる土地の基準

意見の概要	意見に対する考え方
1 - 1 . どのような状況であれば、ア「生ずるおそれがある」と認められるのか、判断基準を明確にすべきである。判断基準が明確でないと、地下水汚染が生じていなくても恣意的に措置命令がかけられるおそれがある。	御指摘の部分は再整理しますが、いずれにしましても、可能な限り明確になるよう政省令等において規定します。
1 - 2 . ア「生ずるおそれがある」との表現は曖昧である。ここは土壌溶出基準を超過した場合と明記すべきである。もし、モニタリング井戸の濃度を問題にしているならば、「おそれ」ではなく、基準値超過とすべきである。	
2 . イ「人が立ち入ることができる区域」の基準が曖昧であるので明確にしてほしい。	「人が立ち入ることのできる区域」は立入禁止措置等により人が立ち入ることができない区域以外の区域であり、明確な規定であると考えていますが、「工場等において作業者その他の関係者以外が立ち入ることのできない区域」といった当該区域に該当しない区域を明示することにより、可能な限り明確になるよう政省令等において規定します。
3 . 従業員等の健康被害のおそれについても適切な措置を講ずることが重要であるので、イ「(従業員等以外の者が立ち入ることができない工場・事業場を除く。)」を削除すべきである。(2件)	このような区域は労働安全衛生法により適切に従業員等に対する安全管理がなされていることから、問題ないものと考えています。
4 . 従来の土壌に係る指針に基づき、調査または浄化対策を実施済みの土地において、今回の法制定によりさらに調査命令が発出され、その結果汚染が判明した場合、再度対策命令が発出されるのか。措置命令の発出は一度限りなのかについては、特に法施行に先立ち、関係者が了解しておく必要がある。(12件)	指針に基づき対策を実施した後に、同じ場所で特定有害物質を使用等するといったことがない限り、既に現行の調査・対策指針に基づき調査・措置が実施され、適切に管理された土地が新たに本法の調査や措置の命令の要件に該当するような状況になることはないと考えています。また、本法に基づき措置命令がなされ、技術的基準に適合した措置がなされたことが確認されている場合には、その後再度汚染原因者に措置命令が出されることはありません。
5 . 法施行前に土地所有者等が自主的に調査を行い、都道府県等と協議のうえ措置を講じた土	上記4.の回答のとおりであり、既に適切な調査や措置がなされ、適切に管理されている場

<p>地は、汚染の除去等の措置に相当する措置を講じた土地として認められるよう政省令等に明記すべきである。法施行前であっても、都道府県等と協議のうえ講じた措置は、法第7条第1項の汚染の除去等の措置としての効果を有すると考える。(5件)</p>	<p>合には当該土地が新たに本法の調査や措置の命令の要件に該当するような状況になることはないのではないかと考えます。</p>
<p>6. 措置命令を出さない条件を明記すべきである。飲用井戸が周囲にない場合は、モニタリング井戸を含め、地下水等の摂取によるリスクの観点からの一切の措置が不要であると明記してほしい。</p>	<p>措置命令の発動要件は政省令等において明確にします。</p>
<p>7-1. 地下水汚染が存在する場合には、地下水が現在飲用されていなくとも(風評により現段階で飲用をやめている場合を含む)、拡散防止及び将来の水源確保のため、措置命令の対象とすべきである。(3件)</p>	<p>周辺で地下水の飲用利用等がなされていない場合には、人の健康に係る被害の観点からは汚染の除去等の措置は必要ないと考えます。</p>
<p>7-2. 地下水汚染のある土地の周辺で上水が普及し地下水を飲用していない場合、水質汚濁防止法の浄化措置命令は発動できないため、本法により浄化等の措置を命令できるよう配慮すべきである</p>	
<p>8. 法律施行に伴い、担保評価において除去費用等を減価する必要が生じる場合があるが、一定のモデルがなければ土地取引に無用の混乱生じる可能性があるため、除去費用の概算に関するモデル例、参考資料を教えてほしい。(2件)</p>	<p>汚染の規模や状況によりかかる費用は大きく異なると考えられることから、一概に費用の概算をお示しすることは難しく、個別の事例毎に専門の業者に依頼して見積もりをとることが必要であろうと考えます。</p>
<p>9. 汚染拡大の防止のため、に以下のとおり追加すべきである。「ただし、周囲の環境中(地質中(地中)、湧水、大気)に汚染が認められた場合は、行なった措置行為に不適切なことがあったことが考えられることから速やかに再度措置を命ずることができるものとする。その際、汚染の機構解明の再検討、および以前とられた措置方法について検討し、場合によっては異なる方法をとることができる。</p>	<p>本法はある土地における汚染に着目して必要な措置等を行うものであり、その周辺の土地で土壌汚染の可能性があれば、暴露の可能性を勘案して当該土地において調査や措置が行われることとなります。</p> <p>なお、汚染の除去等の措置が技術的基準に適合して実施されていれば、御指摘のような事態には至らないと考えます。</p>

(2) 措置命令の方法

意見の概要	意見に対する考え方
1. 「措置の実施期限」の設定根拠はどのよ	措置が適切に実施されるよう実施期限も明示

うなものか。また、措置の実施の報告義務はないのか。

2. は、一方的に明示されても対応できないおそれがあるため、都道府県知事と土地所有者等との協議の上、定めることと出来ないか。

3. 「措置の実施期限」とは着手期限、完了期限のどちらか。着手期限であれば、立入禁止措置からか本作業からか。同じ工法でも機械のスペック等によっては、工期が大きく異なるため確認したい。(2件)

4-1. 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」について具体的な内容を提示されたい。当該表現では、例えば「汚染原因には該当しない」ため、措置命令自体が発出されないのか、措置命令は発出されるが費用請求の対象者とならないのか等、肝心な事項が不明確である。また、措置命令が発出される場合の発出以後の実務や事業者の責任事項も不明確である。(14件)

4-2. 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」とすると、処分業者でなく、措置命令時の土地所有者等が命令対象となり措置を行うこととなるのか。(2件)

4-3. 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」とすると、指定区域が廃棄物最終処分場跡地であった場合、措置命令を出す必要はないという解釈でよいか。基本的に、廃棄物最終処分場跡地などは、覆土措置などの「汚染の除去等の措置に相当する措置」が既に講じられているが、法第9条により指定区域内の土地の形質の変更を行う際に、工事により掘り起こされた汚染土壌が指定区域外に搬出され

して命令を行うこととしたものです。

措置の完了報告は措置命令の際の文書の中に明記することにより義務づけることとしております。

行政手続法に基づき聴聞又は弁明の機会が付与されており、措置命令は実施主体等の主張も聴取した上でなされることとなると考えます。

完了(報告)までの期限です。よって、措置の内容等により異なるものとなると考えます。

御指摘の「汚染原因には該当しない」場合には当該措置を実施した者に対して汚染原因者として措置命令がなされることはないということです。よって、当該埋立地において土地の改変等がなされ、結果として汚染された土壌が表層に露出するといったことが発生した場合には、当該改変を実施した者の責任となり、その者に措置を命ずることとなります。

る可能性があり、当該土壌による二次汚染が懸念される。したがって、廃棄物最終処分場跡地でも措置命令を出し、二次汚染が起きないように措置を取らせておく必要があるのではないかと考える。この点に関し、汚染原因に該当しないとされる土地の基準について、更に具体的に細かく規定してほしい。

4 - 4 . 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」とすると、土地所有者等は本法に基づき汚染原因者に求償することができなくなるおそれがある。別法の基準に適合している場合でも、本法に基づく措置命令の対象とすべきである。

5 - 1 . 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」とあるが、これらの処分基準、排出基準施行前の処分についてどのように取り扱われるのか、具体的な内容を提示されたい。処分基準、排出基準施行後の取扱いについて記載されているが、それ以前のケースについての記載が抜けている。(1 1 件)

5 - 2 . 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」の処分基準、排出基準はどの時点での基準なのかを明確化されたい。処分基準、排出基準適合状況で判断することになっているが、埋立場に係る基準は、数年来厳格化して来ている。産業廃棄物最終処分場が廃棄物処理法に基づく産廃処理施設として定義付けされたのは昭和52年であるため、その前後で構造が全く異なる。又、その後の廃棄物処理法強化に伴い最終処分場の構造基準が強化されたという経緯がある。したがって、処分基準、排出基準適合状況で判断することは、処分場建設時期により基準自身が不明瞭になる。(2 件)

5 - 3 . 山間部の廃棄物処理法の処分基準に適

廃棄物処理法等に基づく処分基準等が策定された以後については、その時点において適用されている基準に適合した処分が行われている限り、汚染原因には該当しないこととしています。

合した廃棄物処分場下流で、土壌・地下水汚染は起こりうるし、全国各地で現に起こっており、汚染原因に該当するので、「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」は削除すべきである。

5 - 4 . 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」という除外規定は、土壌処分に支障をきたすと考えられる。事故等により汚染が発生した場合に、その措置を処分地の所有者が行うこととすると負担が大きすぎるため、無害化処理されても処分場へ有害産廃等を搬入することが困難になる事態が起こりうる。

6 . 「今後の土壌環境保全対策の在り方について（答申）」の参考資料 18 頁に「汚染原因者がその時点の利用状況の下で人の健康影響を防止するのに必要かつ合理的なリスク低減措置を講じた場合は、これにより、人の健康影響の防止は図られたこととなるので、その後に汚染原因者に対し追加的な措置を実施すべき義務が生ずることはない。」との考えが記述されている。従って、汚染原因者が法第 7 条第 1 項の汚染の除去等の措置を一度講じた土地については、その後に土地の用途変更等に伴い、土地所有者等が更なる措置を実施しようとする場合であっても、汚染原因者がリスク低減措置を講じる必要はなく、判断基準を明確にするためにその旨明記されるべきである。

7 . 「汚染原因者が明らかでない場合であって、汚染原因者が措置を行うことにつき土地の所有者等に意義がないときは、汚染原因者に対して命令を行う。」とあるが、「今後の土壌環境保全対策の在り方について（答申）17 頁によれば、「汚染原因者の資力によって実施困難な場合、土地所有者等が実施」とされているので、措置実施者が汚染原因者か土地所有者かの判断基準（汚染原因者の資力等）を明確にする必要

施行通知等において御指摘の点が可能な限り明確になるようにします。

施行通知等において、汚染原因者が措置を講じることが相当でなく土地所有者等が講じる場合の考え方が明らかになるようにします。

<p>がある。</p> <p>8. 措置命令の際、周囲の住民にとってはその措置の妥当性、安全性が最も心配なところであるので、措置を行った周辺に、措置を行なった層準および直下の層準に地下水観測井を3本以上設置してモニターを行い、そのデータを公開することを義務付けるべきである。</p>	<p>汚染の除去等の措置は、法に基づく技術的基準に基づき行われることとなっており、当該基準の中で、措置の実施中においては汚染土壌が飛散等しないように注意して行うこと、措置の完了の際には一定の期間モニタリングを行って確認を行うこととしていること等から、御指摘のような問題は生じないものと考えておりますが、当該措置が適切に実施されるよう措置の実施に関する解説書のようなものを作成して周知すること等により周辺住民の安全の確保と不安の解消に努めます。</p>
---	---

(3) 一時的に土地の所有者等になっている金融機関等の取扱い

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 「一時的な土地の所有者」であるためには、「特別な事情」がある場合を除き、取得後1年以内にその土地を実際に売却する必要があるとされているが、「特別な事情」の存在を証明するためには、賃借人や関係権利者等との争訟の現実的または潜在的な可能性があること、公共施設用地としてその土地が買収されることが確実であること等、売却が著しく困難であることを示さなければならず、しかも、不況等の経済的な事情や土壌汚染等は除かれるものとされている。また、日本における不良債権問題が極めて深刻であり、日本が直面する経済不況に鑑みれば、取得後1年以内に土地を売却することは、現実的には著しく困難ある。従って、「特別な事情」には経済不況や不動産市場といった経済的な要因を含めることとし、1年間という期間制限は撤廃すべきである。省令案によると、汚染された土地を売却できなかった金融機関は、その取得後1年を過ぎた日以降、土壌・地下水の汚染の有無についての調査、さらにはその除去等の措置をとることを義務付けられる可能性があるため、不良債権の購入に向けた金融機関の取組に萎縮的な効果をもたらすものと危惧する。参考までに申し添えると、米国においては、債務不履行に起因する担保権の実</p>	<p>一時的な土地の所有者かどうかは、所有権取得からの期間で一律に判断するより、売却する意思があるかどうかで判断することが適当ですので、所有権取得からの期間にかかわらず、買い手から適正な価格以上の価格が提示されれば必ず売却する意思があると認められることをもって、「一時的な土地の所有者等」と判断することとします。</p>

行の結果取得するに至った土地を売却しようとした金融機関に対し、法律上の責任を免除する同様の保護措置がとられており、こうした保護は、金融機関に対して引き続いての売却に向けた努力を継続的責務として求めはしたものの、一定の期間経過後も消え去ることはなかった。日本においても同旨の保護が政省令によって与えられるべきものとする。省令添付の注釈に必要最小限度の変更を施すことによって、日本の金融業界の再構築のみならず全国規模の経済再生に多大な恩恵がもたらされ得ることを強調したい。(2件)

2. 金融機関が土地の所有者等となった場合に立入禁止や地下水のモニタリングの実施等にかかる費用は、汚染原因者が負担すること、もしくは汚染原因者に費用を請求できる旨を明記すべきである。

3. 銀行関連会社(自己競落会社)は、不良債権処理促進の目的において設立が認められているものであり、銀行の担保不動産を競落し保有するケースが多いことから、自己競落会社を「一時的な土地所有者等」に含めることを明記してほしい。(2件)

4. 不動産市況が低迷するなか、金融機関等が特定先と売買交渉(任意売却)を行い、広く売却意思を表明しない場合があるが、この場合も売却意思があるものと認定すべきである。一時的な土地の所有者等の要件である「売却する意思が、外部に継続的に表示されていること」について、弾力的な取扱いを望みたい。

5-1. 金融機関等が担保権の実行等により不動産の所有権を取得した場合は、当該土地を所有することとなった要因と所有目的を勘案し、所有権の取得後の期間に関わらず、「一時的な土地の所有者等」としてほしい。

5-2. 金融機関が所有権を取得した土地上の工場等が稼働を継続している場合、汚染の除去等を行う必要がないため、一時的な「期間」の始期は利用目的が工場等から変更された時点で

法第7条及び第8条において、土地の所有者等が金融機関かどうかにかかわらず、汚染原因者が明らかな場合には汚染原因者が措置を命ぜられることに加え、汚染の除去等の措置に要した費用は汚染原因者に請求できるとされています。

親会社が担保権を有する場合にその子会社である自己競落会社が不動産を競落したケースについても、売却する意思があると認められれば「一時的な土地所有者等」として取り扱うこととします。

売却意思の表示については、特定の相手方と適切に売買交渉を行っていると思われる場合には、必ずしも一般に公表されている必要はないものと取扱うこととします。

所有権取得からの期間にかかわらず、適正な価格以上の価格が提示されれば売却する意思があると認められることをもって、「一時的な土地の所有者等」と判断することとします。

<p>あることを明記してほしい。</p> <p>6. 「売却が困難であると認められる特別の事情」については、無道路地であることや、隣地との境界が不確定であること等物理的な要因によるもの、不動産市況の低迷によるもの、占有の存在等担保物件の瑕疵等によるもの、が含まれる旨明確にしてほしい。(2件)</p>	<p>一時的な土地の所有者等であるかどうかは、「土地の売却が困難であると認められる特別の事情」の有無ではなく、適正な価格以上の価格が提示されれば売却する意思があると認められることをもって判断することとします。</p>
<p>7. 担保権の実行により一時的に所有者となっている金融機関に対しては、原則として調査・措置命令自体が適用されるべきではない。少なくとも、取得後1年を経過した物件を対象とし、仮に措置命令が出されるとしても、立入禁止措置のみとしてほしい。</p>	<p>担保権の実行により一時的に所有者となっている金融機関についても、土地の所有者等としての責任はその他の者と変わるところはなく、調査及び措置を行うことが必要と考えています。</p> <p>しかし、恒久的な汚染の除去等の措置は、土地利用の方法によりその内容が異なり得ることから、土地利用を行う売却後の土地所有者が行うことが合理的であり、一時的な土地所有者については、一時的な措置である立入禁止措置や地下水モニタリングのみを行わせることとしています。</p>
<p>8. 担保権実行に係る規定である本項は、「質権実行」を想定していないように思われる。帰属清算型質権実行により受益者となった後、信託契約が解除される可能性もあり、質権実行を起因とした所有者化についても、「担保権実行等」に含まれるべきと考える。</p>	<p>質権の実行についても、担保権の実行の一類型として取り扱われることとなります。</p>
<p>9. 担保権の実行による一時的な土地の所有者等であっても、特に緊急と判断された場合は直接摂取及び地下水経由の摂取によるリスク低減策を講ずべきで、措置の方法まで限定すべきではない。</p>	<p>恒久的な汚染の除去等の措置は、土地利用の方法によりその内容が異なり得ることから、土地利用を行う売却後の土地所有者が行うことが合理的であり、担保権の実行等による一時的な土地の所有者等は、立入禁止措置や地下水モニタリングという応急的な措置を行うことが適当と考えます。</p>

5 指定区域内の土地の形質の変更

(1) 土地の形質の変更の届出

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 「土地の形質の変更」について具体的な内容を提示されたい。「土地の形質の変更」の内容について具体的な検討がされないまま、政省令に規定する内容として届出事項等を決定しよ</p>	<p>本法でいう土地の形質の変更とは、一般に土石の掘削、宅地の造成、土地の開墾、掘削等によって土地の物理的形狀を変更する行為を指しています。また、通常の管理行為、輕易</p>

<p>うとしているが、本来、具体的な内容（定義）が決定してから、届出事項等手続き的な事項を決定すべきである。その内容が明確でないと、届出対象土地に差異が生じる懸念がある。（14件）</p>	<p>な行為その他の行為として届出を要しないものについては環境省令で規定します。</p>
<p>2．自主的に行う各種の措置や土壌の浄化行為については届出が必要なのか確認したい。</p>	<p>指定区域でない土地で土壌汚染の除去等の措置を自主的に行う場合には法に基づく届出は必要ありませんが、指定区域に指定された土地で行う場合には届出が必要です。</p>
<p>3．土地の形質の変更の際、汚染土壌の場外搬出処分を行うことも想定される。適正な処分を担保するためにも、搬出先または処分地を届出事項として追加すべきである。（2件）</p>	<p>汚染土壌の場外搬出がある場合には、環境大臣の定める方法により処分するとともに、環境大臣の定めるところにより確認することを施行方法の計画として盛り込むこととします。</p>
<p>4．法第9条第1項の土地の形質の変更の届出に当たっては、当該土地の深度方向の汚染状況が明らかでないと審査ができないため、汚染状況の詳細調査結果（ボーリング調査）を添付するように規定すべきである。なお、費用等の面で土地全体の調査が実施できない場合は、当該形質の変更にかかる区域のみの結果のみでもよい。</p>	<p>土地の形質の変更に当たり、汚染土壌が指定区域外に飛散等しないように施行する等、法第9条第4項の環境省令で定める基準に則って施行されるのであれば、必ずしも汚染状況の詳細調査結果を添付する必要はないと考えます。</p>
<p>5．土地改変に伴い地質環境が変わることから、汚染物質が移動しやすくなる場合が多いため、汚染の浄化を行っていない場合は、原則的に、浄化のための改変を除いては土地改変を認めないこととすべきである。そうすることにより、汚染土砂を運び出すことを合法的に防ぎ、汚染の拡大を防ぐことができる。また、汚染残土石や汚染土壌を持ち込み合法的な処分場とすることを防ぐこともできる。</p>	<p>汚染土壌の拡散や無制限の移動を防止するために、法第9条第1項により、指定区域とされた土地の形質の変更をする場合に届出を行わせるものです。また、形質の変更の際には、法第9条第4項の環境省令で定める基準に則って施行される必要があり、搬出された汚染土壌の適正な処分や搬出先の確認方法についても、今後環境省において定めていくこととします。</p>

(2) 届出を行う必要がない場合

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1．ウ「50cm以上の深さの土壌に変更を加えないこと」を削除すべきである。例えば、当該地域が指定地域である旨立て札を立てようとしても、杭の深さが50cm未満では、台風等で倒れてしまい、「50cm以上の深さの土壌に変更を加えない」ことを遵守することは事実上不可能である。杭と同様、電信柱を立てたり、フェ</p>	<p>ウは、深さ50cm以上の深さの汚染された可能性のある土壌を掘削することを想定したものであり、例えば土地所有者等が通常行うような杭等を立てるのを妨げることを意図したものではありません。</p> <p>したがって、そのようなケースを妨げることのないように、ウを修正します。</p>

<p>ンス設置のための基礎を作ることも不可能である。ウについては、本来、「イ．汚染の除去等の措置としての効果に変更を加えないこと。」で担保されているものを、実務的、形式的要件として示しているものであり不要である。覆土の厚さが50cmでも1mでも一律50cmという規制には根拠がなく、しかも、より厚い覆土を実施するインセンティブも働かず、問題である。(16件)</p>	
<p>2．指定区域に指定されることによる事業誘致への支障を生じさせないため、の「・・・土地の形質の変更が該当する。」の後に、「更に、土壌の搬出を伴わない建設工事等を阻害するものではない。」と追加すべきである。</p>	<p>御指摘の内容は当該箇所の記述すべき内容とは無関係ですので、原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>なお、本法は指定区域に指定された土地における建設工事等を禁ずるものではありませんが、その際には法第9条1項の届出が必要であり、その施行方法は法第9条第4項の環境省令で定める基準に適合させる必要があります。</p>
<p>3．を削除すべきである。基本的に、「汚染の除去等の措置の命令を受けて、その措置として行う行為」以外の土地の形質変更を禁止すべきである。形質の変更を安易に実行することは、直接摂取によるリスク、地下水等の摂取によるリスクを助長する。</p>	<p>に掲げる行為については、それを行っても法第9条第4項の環境省令で定める基準に適合すると考えられる行為であり、直接摂取によるリスク、地下水等の摂取によるリスクを助長するようなものではありませんので、原案は本項意見1．に対する考え方にお示したように一部修正しますが、基本的には位置づけることが適当と考えます。</p>
<p>4．50cm以下の深さの土壌変更であっても届出を求めるべきである。</p>	<p>土壌を指定区域の外に搬出することなく、かつ、汚染の除去等の措置の効果に変更を加えない行為で、小規模の変更であれば法第9条第4項の環境省令で定める基準に適合すると考えます。なお、50cmの部分については、本項意見1．に対する考え方にお示したように修正します。</p>
<p>5．自社で管理している土地であれば、隣接していなくても隣接地と同様に扱って問題は生じないため、「隣接していなくても自社所有地に一時的に持ち出す」場合も「搬出」の対象外としてほしい。</p>	<p>指定区域において実施される汚染の除去等の措置の一環として当該土地の汚染土壌を一時的に隣接地において適切に仮置きされることは認められ得ると考えられますが、それ以外で汚染土壌を搬出する場合には新たなリスクを生じさせることのないよう一定の規制を課す必要があると考えます。</p>